

「指定制」のあり方について(イメージ)

地方都市部(過疎地域等含む)

大都市部(待機児童緊急
対策地域を含む)

- ① 当面「待機児童」がいる地域に限定
- ② 法律ではなく「例えば「政令」等による5年間に限定」
- ③ 認可保育所への移行期間を明記
- ④ 「認可保育所」の法律・政令等規定・規則を適用(準用)

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて ～(2)

(2) 第1次報告 — NPO法人等に対する施設整備補助の「新しい仕組み」について
：「施設整備費として「減価償却費」を運営費に相当額上乘せ」の考え方について

- ① 施設整備費の初期投資については、基本的に現在の制度を遵守する。
(憲法89条の遵守)
- ② 「減価償却」の補助は、原則的に法人立に限定する。この制度を認可外の「指定施設」については、適用しない。
- ③ 認可外施設の認可施設への移行に要する費用は、「集中的な整備促進」として、「・認可施設に移行する経過期間(5年以内)の明記」と「・待機児童の受け入れ」の二つの条件を前提に改築費の補助を検討。

(3) 第1次報告 — 運営費の用途制限の「新しい仕組み」について

- ① 社会福祉法人以外のNPO等の非営利法人における会計基準の適用は、「社会福祉法人会計基準」の適用とする。
- ② 株式経営の「福祉事業」については、次のことを前提(条件)に「企業会計」でおこなう。

◎ そのための基本的条件として次の点が必要。

- ① 剰余金(利益)は、福祉事業に限定した活用とする。
- ② 株主への配当(報酬)は、認めない。

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて ～(3)

(4) 第1次報告 — 「多様な主体の参入、量の拡充に際しての質の担保・指導監督」の「新しい仕組み」について

- ① 指定制に際しての保育の基準は、「前述」の通り。
- ② 「公的関与のあり方」としては、「事業所の開所、閉所は届出、許認可の義務化、認可保育所の基準、保育条件等のナショナルミニマムの遵守」
- ③ 管理監督責任は、市町村とし、監査は、認可施設に準じる。